

掲載誌

岩波書店『世界』第八〇七号
一〇一〇年八月号 二二二一～二二九ページ

タイトル

小沢一郎論

—前衛主義と責任倫理のあいだ（下）

英文タイトル Ozawa Ichiro: The distance between vanguardism and the ethic of responsibility

著者

豊永郁子 Ikuko Toyonaga (早稲田大学 Waseda University)

刊行日 一〇一〇年七月八日

三 前衛主義——ウェーバーから遠く離れて

権力政治觀とアリダメムの次如

次に小沢氏の前衛主義を導いていくと思われる概念的誤謬に話を移そう。これは以下に述べる通り、一つの誤謬として確認される。そしてそのどちらも前衛主義のはらむ問題をそれ自体として雄弁に物語る誤謬となつていい。

一つ目は、小沢氏の「権力闘争」および「権力」という概念の用い方に関わる。氏の言辞では、政治の手段が「権力」であること、そして政治が「権力闘争」であることがあたかもも自明であるかのように語られ、そこに「ちゃんとした目標」があるかどうか、問題はの一点に絞られる。

しかし、小沢氏が堂々と前面に押し立てる「権力闘争」が、果たして氏が説くように目標によって律することができるような性質のものなのか、また終着点があるようなものなのかは大いに疑問である。そもそも現代の民主制の下で生きるわれわれにとって、日本について言えばとりわけ一九九〇年代の政治改革以降の世代にとっては、政権とはよく制限された存在であり、さらに円滑な政権交代を可能とするルールも極めて拘束的なものであることがいわば当然であるところを、小沢氏におけるように政権獲得が権力に懸かるものと見なされ、政権交代が権力闘争に読み替えられてしまうことには、何やら異様な感じを覚えずにはいられない。政権獲得のための競争を「権力闘争」として遂行するなど、鶏をさばくために牛刀を用いるのに等しいのではないか（しかもその牛刀たるや鶏をわいくとでは満たされず——そもそも牛刀で鶏をうまくさばけないことは言つまでもない——何に向かってどう暴れ出すかわからない）。政権交代を成立させる民主的手続きを、「権力闘争」の過程に読み替えられた途端、政治過程は魔法の「力」の指輪をどこかに秘めた、何でもありの世界に逆戻りする。⁽³⁾この点に関して、われわれはマックス・ウェーバーを導き手に議論を進めることができる。

（補注）これは本稿執筆時より随分後に起つたことであるが、つい先日鳩山由紀夫首相の突然の辞意表明を受けた民主党代表選に際し、菅直人氏への対抗馬として登場した榎木伸一氏は、その表舞台へのデビューを飾る出馬会見で一度三度マックス・ウェーバーの名を（ウェーバーがどういった人物かの解説を特に加えることなく）口にして

いる。このところ政治家のメッセージにウェーバーからの引用が頻繁に用いられるようになつてゐることは気に留まつてはいたが、樽床氏がここ一番という重要な会見の場で、ウェーバーへの依拠をいかにも通りのよいこととして——ウェーバーが一〇〇年も昔のドイツの学者であるという事実にもかわらず——至極無造作に行つてみせたことは驚いた。今日日本の政治家たちの間では、どうやらウェーバーの議論ないしウェーバーというシンボルが流行している（何がしかの意味をもち始めている）らしく、この状況に鑑みても、以下でウェーバーを導き手とすることには意義があると確信する。

というのも、小沢氏の言葉使いは、この世界を“魔術”から解放したりアリスト、ウェーバーに拠つてゐるようでいて何かが違つてゐるからだ。^{〔1〕} 実際、「政権を代える」ことを「権力闘争」とする発言に現れ、また氏の行動を終始動機づけてきたように見える「権力」への強い執着は、ウェーバーの『職業としての政治』のよく知られた一連の声明を想起させる。「政治とは……権力の分け前にあすかり、権力の配分関係に影響を及ぼそとする努力である」（マックス・ヴェーバー『職業としての政治』脇圭平訳、岩波文庫、一〇頁）、「政治をおこなう者は権力を求める」（一〇頁）、「政治家の活動には、不可避免的な手段としての権力がつきもの」（七九頁）、「権力は一切の政治の不可避的な手段であり、従つてまた、一切の政治の原動力である」（八〇頁）……。これらの言明が与える印象から、ウェーバーはしばしば「権力」中心の政治観にお墨付きを与えた思想家と捉えられてきた。そして小沢氏の言動はこれを忠実に踏襲していふようにも見受けられる。すなわち政治は権力を手段とし、従つて権力を追求しこれを獲得するべ

く闘争するのが政治家である。

しかし、注意深く読めばわかるところだが、右のウェーバーの言明でも、政治的行動には権力の分け前を追求することと権力の配置に影響を与えようとすることとの両方が含められており、権力をめぐる「努力」が常に権力の獲得を目指すものであることが説かれているわけではない。^{〔2〕} また権力は政治に「不可避的な手段」であるとは言われているが、不可欠の手段であるとは言われていない。つまり政治を行う者は権力の追求に關わることを避けられないが、権力の追求が政治的行為の構成要件であるとは述べられていないのである。権力は一切の政治の不可避の手段であり、権力追求は一切の政治の原動力でもあろうが、前者には権力が政治を行う者にとって望ましい手段であるという含意、ましてや十分な手段であるという含意はない。後者に關しても、他の原動力の存在が排除されていないので、十分に留意する必要がある。権力の追求は確かに政治を政治として画する指標ではあるのだろう。しかしそれがそうのはそれが政治的行動の本質を表していないからというより、政治的行動が巻き込む手段としての性格故であろう。（ちょうどウェーバーの有名な「國家」の定義において、國家がこれに必ず備わる手段である武力の正当的使用によって定義されているのと同じように、政治が権力の追求によつて定義されるが生じるのと同じように、政治の本質が権力闘争であるといった誤解が生じるのである。）

まさに権力の追求は一切の政治の手段、一切の政治が通る道でしかない。しかもそこでは常に権力を得ること（その分だけ前にあずかること）が目指されるわけでもない。つまり、いかなる意味においても政治的行動を権力の獲得に還元することができないのである。

以上のように、ウェーバーが政治において「権力」と「権力の追求」がもつ意味、占める位置を相対化して捉える見地に立っていたことをきちんと押さえるならば、ウェーバーが何故政治家における「虚栄心」を殊更に問題視し（七九頁）、しかもこれを客観性の欠如＝「事実に即していないこと」（八〇頁）という観点から批判したのかがよくわかる。「虚栄心」

は政治家に「人目に立つ」ことを促すことで、現実の権力ではなくむしろ派手さで注目を集め見せかけの権力を求めさせてしまうからである。（もちろんこれでは何もできない。しかし「虚栄心」は客観性の欠如とともに無責任さも促す。そしてこの場合の無責任さは「内容的な目的をなに一つ持たず、ただ権力のために権力を享受する」（八〇頁）ことを意味する。つまり、そうした政治家にはそもそも中身のあることをする気がないのであるから、見せかけの権力でも――虚栄心を満たしてくれている限りは――それでよいのである。）さらにウェーバーが成り上がり者的な権力の證示や、自己を権力の感覚のうちに確認しようとする空しい試み、要は権力をそのものを崇敬の対象とする」とのすべてを、最も有害な政治的力の歪曲であると言いつ切ることも理解できる（八〇頁）。

そういうた態度が権力の相対性・限界を見損ない権力の重要な性を過大視する――場合によってはその万能性や全能性に関する錯覚さえ起こしかねない――ことを意味するからである。つまりウェーバーはこれらの議論によつて、実像とは異なる過大な権力イメージ、およびこれにもとづく権力中心の政治觀が生まれる契機に警鐘を鳴らし、実際の権力が個人にとって、また政治にとって、あくまで限定的な意味しか持ち得ないものであることを告げているのである。

ところでこうした勘違い――権力や権力の追求という活動への過大な評価が、「権力を別の目的（高邁な目的または利己的目的）のための手段として」ではなく、「権力を『それ自身のために』、つまり権力がもたらす優越感を満喫するために追求する」（一〇頁）ような「権力政治家」（八〇頁）の身の上に、典型的にどんな事態を引き起こすか。ウェーバーはこのことに特別な言及を割いている。そうした政治家は、自分のイメージの中の権力・政治と現実の権力・政治との間の隔たりに苛まれ、あるとき（今風に言えば）心がボキッと折れてしまう、あるいは（少し前の表現で言うところの）「壊れて」しまうことにさえなりかねない。「事実に即していない」彼、彼女の権力崇拜は、現実の権力の被限定性に耐えられないものである。

小沢氏は自分には「権力闘争の目標・目的」があることを強調し、自分が「権力政治家」ではないことを宣言することで、ウェーバーの警告に忠実であろうとしているかのように見える。しかしその発言から示唆されるように、氏が権力および権力の追求（氏の言葉では「権力闘争」）の政治における手

段としての重要性を過大に評価しているのであるとすれば、そこにはやはりウエーバーが問題にしているリアリズムの欠如があるということになるのである。

そして、さらに問題となるのが、その「権力」の性質である。たとえばウエーバーからの先の一連の引用では、「権力」はあたかも客体として存在しているモノであるかのように、しかもそれがあたかもどんな場面でも適用できる万能の手段であるかのように読めてしまふのだが、もし本当にそう理解されてしまうとなると問題である。それはウエーバーの権力観からはかけ離れた、ウエーバーであれば客觀性を欠くと痛烈に批判するに違いない権力像を読み込むことになつてしまふからである。しかもこの権力像たるや、権力そのものの崇拜を促す契機をうちに秘めている。すなわちここから権力それ自体の集積が可能であるかのよう、さらに権力を集積しておきさえすれば何でもできるといったような観念（もちろん幻想でしかない）が出てくる。そしてそこから権力の蓄積への欲望が生まれ、その飽くなき追求が始まり、権力をかき集めること自体が至上命令化する。こうして本来「権力」を手段と割り切っているはずの政治家がいつの間にか権力そのものを奉じる権力崇拜に陥り、「権力政治家」に限りなく似てくることになる。

これに対しても、ウエーバーにとっての権力は、物象化されたイメージにおいて（モノのように）捉えられるものではなく、ましてや一般的であり万能である（どんな場面にも通用しどんな

種類のことでもできる）というようなものではない。それは「闘争」で争い奪い取り積み上げていく獲得物というより、「奮闘」によって関係毎さらに局面毎に形成されなければならない「チャンス」である。もとは学生向けの講演として世に送り出された『職業としての政治』の、勇ましいレトリックの功罪はさておき、権力に物象化されたイメージを重ね、しかもこれに一般性・万能性を付与するファンタスティックな「権力」概念が、ウエーバーが社会学者として展開している事例分析や比較研究の用に耐えられたはずもないである。⁽⁸⁾ では小沢氏の「権力」はどうであろうか。政権獲得までの道のりを振り返る氏の語り口から、氏が政治と「権力闘争」の関係を過大に捉えている様子が窺われたこと、これに対する違和感がここまで議論を導いてきた。小沢氏にはさらに、「権力」を集めて貯えられるモノであるかのよう捉えていた筋が確かに存在する。このことは、とりわけ政権を獲得してからの氏と民主党の言動の軌跡によって強く示唆されているように思われる。

以上の通り、小沢氏が示してきた、政治を「権力闘争」に還元して捉える見方、および「権力」を物象化して捉える態度は、ウエーバーから靈感を受けているように見えて、ウエーバーであればリアリズムの欠如を見て取り厳しく批判したであろう権力政治観、権力像を指し示している。そしてこれらはそつくりそのまま前衛主義の権力闘争論、権力観を構成している。

るものであり、前衛主義の破綻を宿命づけているのである。すなはち前衛主義では、ある目標の実現を果たす使命を負つた“前衛”が先ずはそのために必要な権力を獲得するべく遂行する権力闘争に、すべての勢力を傾けるものとされる。しかしここで既に「権力」をどんな目標をも実現し得る万能の手段と見なし、さらにこの万能の手段の追求は「権力闘争」を人間の政治生活の（あるいは人生の）すべてであるかのように捉えるという二つの無理が犯されることで、このプロジェクトの行き詰まりは約束されたも当然となる（ちょうど貨幣さえあれば何でも手に入れられるという勘違いとの勘違いにもとづく他の一切の関心を犠牲にした金儲けへの専念が、金持ちをちつとも幸せにしないのと同じことが起る）。つまり、十分な権力さえあれば何でもできるという誤った想定の下、目標を達成するための万全の手段を確保するという企図から権力の集積がはかられ、さらにこれに権力の追求こそ政治生活のすべてであるといふ視野の狭窄が伴うことで、権力闘争が他のすべてに優先される事態が生じるわけであるが、この過程が目標の達成に至ることは決してないのである。まずどんな場面にも一般的に通用する万能の権力などない。また権力は蓄積できるモノではない。さらに言えばどんな大きな権力も結果を保証しない。従つて権力闘争をすべてに優先させて権力の集積に努めただところで万全の体制がととのうことはあり得ず、万全の手段を求める限り権力闘争ばかりが果てしなく続くことになる。これは前衛が恒久機関化する過程を——前衛に関わる個人や

組織の固有の利害が発生するという説明とはまた別の次元で——よく説明する。本来の目標などどこかに吹き飛んでしまうことは必定なのである。

2 責任倫理と心情倫理の転倒

さて、前衛主義を規定している二つの概念的誤謬は、その“手段”を“目的”に関連づけて合理化する論理にある。それはわれわれが取り返しのつかない事態を引き起こしてしまったときの行為の論理に関わる重大な誤謬であるにもかかわらず、日本では一般的に——少なくとも極めて多くの人々に何の疑いもなく受け容れられている誤謬となつていて。これには政治に携わるもの道義的責任の問題が関わってくるので、この機会にしっかりと論じておきたい。

この誤謬はウェーバーの誤謬の下に放置されてきた、むしろ積極的に広められてきた節もあると筆者は見ていく。その誤謬は、ウェーバーの『職業としての政治』の、あまりにも有名な心情倫理と責任倫理の区別に関する。

ウェーバーによれば、心情倫理にとづく行為は、宗教的な言葉で言えば「キリスト者は正しきをおこない、結果を神に委ねる」（八九〇）と表現される格律に対応している。つまり自らの善き心情が赴くままに行動せよと行為が純粹な心情の発露であることをそれは命じる。しかしわれわれ俗人が実際にそうした心情倫理に従つて行動するとき、それはややもすればわれわれ行為者が、行為がもたらす結果について他者

や外部にその責任を転嫁して安んじてしまうことを意味する。そこにはまた、自らの「善い」意図や目的によってあらゆる行為を正当化する傾向も生じるであろう。これらから典型的に帰結するのは、行為者が手段に頼着しない態度である。従つて、すぐ後にも述べるように「決定的な手段」として暴力を用いることができる政治が、この倫理を行動の準則とするのは適当でない。

他方、責任倫理は、「人は（予見しうる）結果の責任を負うべきだとする責任倫理の準則に従つて行為」（八九頁）しなければならない、つまり行為がもたらし得るありとあらゆる結果への責任を感じて行動しなければならないと命じるものである。目的があらゆる行為を正当化し始めるのが心情倫理の実際であるとすれば、あらゆる結果に関して行為の責任が問われてくるのが責任倫理の含意ということになる。そして責任倫理にもとづくことは、政治的行動に関してはとりわけ重要な意味をもつ。というのも「政治にとって決定的な手段は暴力である」（九一頁）（念のために強調しておくと、ここでの「暴力」とは、政治によって封じ込まれ適切にコントロールされている武力のことであり、われわれの社会で言えば警察や軍隊の中に閉じ込められているところのものである）、従つて、「およそ政治を行おうとするものはすべての暴力の中に身を潜めている悪魔の力と関係を結ぶ」（九九—一〇〇頁）ことになるからである。

敷衍するところである。政治とは「正当な物理的暴力行使」に関する人間団体の方向づけを左右しようとする行為で

ある。（因みに現代においてそうした団体に該当するのは「一定の領域内で正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する」国家であり、このように國家が「暴力行使への『権利』の唯一の源泉として見なされている」のは「現代に特有の現象」である〔九一—〇頁〕）従つて、政治にはどうしてもそうした人間団体が保持する暴力装置をどうやって組織し管理するかといった問題や、そうした暴力装置が行使する——ないしは他の何者かが正当な権利なくして発生させる——暴力の効果一切に関する問題が纏わりついてくることになる。「人間団体に、正当な暴力行使という特殊な手段が握られているという事実、これが政治に関するすべての倫理問題をまさに特殊なものたらしめた条件なのである。」（九七頁）

ところが、右の議論が誤説ではこうなる。^① 責任倫理の意味する「行為者は結果に対する責任を意識して行為する責任を負う」が短絡化され、「行為者は究極的には結果に対する責任を問われる」となる。^② 心情倫理にもとづく政治行動が帰結する危険や災禍として言及されている暴力的事態が、心情倫理にもとづく行動では対処できない政治的現実と読み違えられる。そしてそもそも責任倫理にもとづいていればこうした暴力的事態は回避されると読まれるべきところが、こうした種類の事態こそ責任倫理にもとづく行動が要請される状況、これによって処理されるべき事態、その真価が發揮される本領であり、責任倫理およびこれにもとづく「政治」の存在理由であるというふうに誤説される。

こうして①で“結果責任”と読み替えられた責任倫理は、②においてまるで特殊な任務のために逃えられたものであるかのよう、政治固有の（他にも妥当する領域があるのかもしれないが）特別な倫理としての位置づけを得る。この①から②への繋がりには、ある面で自然と言える部分がある。たとえば刑法上の責任の概念に責任倫理の論理は当て嵌まるが、“結果倫理”的論理はまったく妥当しない。この一事を考へてもわかるように、①で責任倫理を“結果倫理”に読み替えた途端、これはもはや一般的な倫理ではあり得なくなるのである。また②から導かれる③として、次のことが含意される。この特殊な政治の世界で特殊な倫理に従つて生きる政治家は特殊な存在、ある意味でそつとした特殊倫理に従つて生きる特権をもつた人間である……。

以上によつて「政治（家）は結果責任」を意味するのが、ウェーバーの責任倫理論ということになる。これはここ数年来耳にタコができるほど聞かされてきた日本の政治家の、あるいは日本の政治ジャーナリズムの“決め台詞”である。

そして何故、政治特殊の倫理が必要となり、政治特殊の人材が要請されるかは、こう説明される。それは「手段としての権力と暴力性とに関係をもつた者は悪魔の力と契約を結ぶものであること、善からは善のみが、悪からは悪のみが生まれる」というのは、人間の行為にとって決して真実ではなく、しばしばその逆が真実である」と（九四頁）——そうである以上、政治に携わる者は、行為そのものよしあしをどこか

で超越せざるを得ないからである。そして結論として、政治家は結果のために手段において悪魔と手を結ぶ覚悟（あるいは器量）をもつ者であることが期待される。しかしわれわれ皆がこうでも困るので、政治家という職業が必要となる。どうであろう、“清濁併せ呑む”を大器とし、さらに政治を“お上”的仕事に祭り上げてきた日本人には、極めて馴染み易い政治家像の出来上がりである。

しかし、これではあたかも政治家には手段に関するフリー・ハンドが許されていると言つてゐるに等しいではないか。優れた政治家であればあるほど、つまり結果を見通す力に秀でた政治家であればあるほど、必要悪に訴えるフリー・ハンドが大きく許されると、いうことにもなるであろう。

しかし、それは逆であろう。優れた政治家であればあるほど、つまり先を読む力があればあるほど、彼、彼女は身動きがとれなくなるはずである、ウェーバーの考へでは！ ウェーバーが悪魔の力と関わることを心しなければならないと言つているのは、結果のために敢えて悪魔の力を用いよといふ意味ではなく、政治的行為が悪魔の力（＝武力）をもつ人間団体——今日では国家に関わることであるからにほかならない。従つて責任倫理家であろうとする政治家は、彼、彼女がとる一つ一つの手段が生み落としかねないあらゆる結果を——可能な限り遠い結果まで——予想して、手段の選択について余程慎重であらねばならない。フリー・ハンドをもつところではない、自分の一つ一つの行為から伸びていくあらゆる

結果への糸にがんじがらめになつてゐるが、責任倫理に従う政治家ということになる。政治が可能性の技と言われることがあるのも、それが一つ一つの手段から生じる結果への配慮に行はれつつもそれでも何とか進む道を見つける技を意味するからに違いない。自らの一挙手一投足がもたらす結果への配慮に自由な動きを封じられながらも、忍耐と叡智によつて細い道でも探り当てる。

つまり、政治家はたゞ何か目標がある場合にも、これに一足飛びに飛びつくのではなく、全方位に注意を凝らし、一步一歩を慎重に選びどらなければならない。回り道を行ふことを億劫がつてはいけない。決して投げやりにならず、簡単には諦めず、目的に向けてたゞえにじりよることしかできなくとも、自らの一つ一つの動きから悪しき結果を生じる恐れを常に気にはつけ、細心の注意を払つてこれを封じるようにしながら。何と大変な！ しかしだからこそ、「職業としての政治」の、あの最後の下りが胸に響くのである。「政治とは情熱と判断力の二つを駆使しながら、堅い板に力をこめてじわつじわつと穴をくり貫いていく作業である。もしこの世の中で不可能事をを目指して粘り強くアタックしないようでは、およそ可能なこととの達成も覚束ないというのは、まったく正しく、あらゆる歴史上の経験がこれを証明している。」（一〇五頁）この不可能事への挑戦とは、どこか遠くにある理想や目標に到達する困難さというより、むしろ次の正しい一步を選び取る困難さとして体験されるものであろう。粘り強く、決して

短気を起さず、いかに状況が「不可能」を告げているように見えても。そして、そうした人は確かに英雄に違いない、ウェーバーの言う「はなはだ素朴な意味での」（一〇五頁）。自分を厳しく縛りながらも前進を諦めない、知恵と、單に勇ましいという意味ではない、困難に耐え抜く勇氣をもつて。そうした人間が政治への天職をもつ。

因みに「悪魔の力」との関係について言えば、一見いくら早道のように見えても、大きな悪魔が出る道は選ばないといふことであろう。それでも政治に関わる限り、行く先々で様々ななかたちで悪魔の力にまみえることになるであろう。そうした場合は、その都度マメにこれを制し、封じ、できうる限りは退治していくことが望ましい（法の支配が貫徹され、文民統制が行き届き、政治家がしっかりと己が手を縛り言葉に氣をつけ目を光らせている現代の民主主義国であれば、これは日々実践されているはずのことである。ウェーバーの時代とは比べられない。暴力のどんな遠い契機にも敏感であれ！）。どんなに小さな悪魔でも、これを御し切れるという甘い見通しを抱いてはならない。ましてや大きな悪魔の力を呼び起して何かを達成してやろうといった恐ろしいことは決して考えないよう。行為者はどんな目的のためであれ暴力という手段に触れた途端「」の手段特有の結果（九七頁）にさらされる。ウェーバーはこう述べている。「悪魔の力は情け容赦ないものである。もし行為者にこれが見抜けないなら、その行為だけでなく、内面的には行為者自

身の上にも、当人を無惨に滅ぼしてしまうような結果を招いてしまう。」（二〇一頁）行為が思わぬ結果を生むばかりでなく、行為者自身が内面的に破壊される——人間性が損なわれてしまう事態をウェーバーは恐れているのだ。ゆめゆめ悪魔に魂をとられることのないよう（われわれの歴史はこの教訓を示す事例に事欠かない）。

そもそも目的のためにどんな手段をとることも許されるとしたところで、「政治行為の最終結果が、往々にして、いや決まって、当初の意図とひどく食い違い、しばしば正反対になる、というのはまったく眞実で……一切の歴史の根本的事実である」（八一頁）。結果とは行為そのものがその内在させる論理と状況との相互作用によって生じるものであるから、手段として選ばれた行為が意図通りの結果に結びつく保証はないのである。そうであるとすればますます、まずは行為そのものの含意や帰結が（何らかの目的に対する手段としての合理性ではなく）それ自体として吟味されて然るべきことになるであろう。

そしてこうした一切の、現実が突きつける矛盾、面倒、迂遠さ、つまらなさをありのままに受け止めることから逃避してしまうことのないよう、政治家には奉仕する「事柄」が必要となる。⁽¹⁾それが行為に「内的な支柱」を与えてくれるからである。こうした意味で、つまりそれがあるからこそ頑張れるという意味で「政治家がそのために権力を求め、行使するところの『事柄』」（八一頁）は、その人の信条によって中

身も異なるであろう。しかし「いずれにせよ、そこには何らかの信仰がなければならない」（八一頁）——それは確かにあら。ただし、ここで重要なのは、「事柄」はある行為を手段として合理化する目的の位置に置かれるものではないということである。「事柄」がそのための手段を正当化するとは決して言われない。奉仕する「事柄」は必要ではあるが、それは難しい局面に耐える心の支えとしてである。それは難しい局面から（手取り早い行為に走る言い訳を考えることで）その人を解放してくれるものではない。逆に何か外的な事柄（目的、結果も含めて）が行為を正当化してくれる」とを頼んで、いかなる行為をとることにも開き直ることができ、もしくは手腕を揮うこと（一種のフリーハンド）にカタルシスを覚えられる——こうした心性にそもそも「内的な支柱」の用はない。つまり、こうした心性の持ち主は、ウェーバーの思い描く「政治家」には当たらないのである。

話は少し脇道にそれるが、政治家が予測不可能な行動を極力慎むべきであることが、以上の議論のコロラリーの一つとして言えることとなる。人々の想定する範疇を超えた行動は、ひとりひとりの政治的行為者が慎重に慎重を期して行うべき結果への配慮を困難とし、思わぬ反応の連鎖を引き起⁽²⁾すことで、とんでもないカタストロフィーを招く恐れがある。皆で一定のゲームのルールを築き上げていくことができるよう⁽³⁾に相互に予測可能な範疇内の行動を積み重ね、そうして形成成

された土俵の上で勝負すること、あるいは仕掛ける技を知られた型にのつたものにする」と、これは結果に対する責任を認識する政治家であれば、当然にわきまえておくべき作法である。⁽¹²⁾

話を小沢氏に戻そう。小沢氏の場合、ウェーバーが責任倫理と心情倫理の別を持ち出すのに先立つて行っている「権力政治家」批判、つまり「権力追求がひたすら『仕事』に仕えるのでなく（権力追求がひたすらある『事柄』への奉仕のためだけに行われるのではなく）、本筋から外れて（事実に即したものでなくなり）、純個人的な自己陶酔の対象」となることへの警鐘（七八〇頁）については、十分すぎるほど意識されているようである。これは先に引用した「権力を別の目的のための手段として追求する」政治家と「権力を『それ自身のために』つまり権力自体がもたらす優越感を満喫するために追求する」政治家の別に対応し（三二頁）、小沢氏が明示的に前者を自任していることは前にも述べた通りである。ところがウェーバーが最も警戒しているのは、実は前者、つまり目的をもつた政治家にも起り得る——というよりそういういた政治家においてこそより破壊的な含意を現しかねない態度の方なのである（従つて小沢氏も、目的をもつた政治家を自任することでウェーバーの批判を免れたことにはならないのである）。それは後者が陥るであろう客觀性の欠如＝「事実に即していないこと」が政治における第一の大罪であるとすれば、これと双璧をなす政

治における第二の大罪に当たり（「政治の領域における大罪は結局のところ……二種類にしばられる」）、ウェーバーによって「無責任な態度」と呼ばれるところのものである（八〇頁）。

それは行為がもたらす結果に対する無責任を意味する。たとえばウェーバーが民主制下の政治指導者の典型と見る「デマゴーグ」（四二頁）は、「効果」を計算して行動しなければならないために一層に右の二つの大罪を犯し易いとされるが、その無責任とは「演技者となつたり、自分の行為の結果に対する責任を安易に考えたり」すること、「自分の与える『印象』ばかり気にする」こととして現れるであろう（八〇頁）。しかし「無責任な態度」とは、こうした状態に陥った「デマゴーグ」のように「内容的な目的をなに一つ持たず、ただ権力のために権力を享受する」（八〇頁）政治家についてのみ言われるものではなく、目的意識に溢れた心情倫理家が政治に関わった際にも問題になるものであり、ここでは無責任は、まさしく行為を単純に目的に関係づけて正当化する論理を用いることとして現れる。そして小沢氏のこれまでの言動が明示的にも暗示的にも表してきた論理は、この論理を見事になぞつているのである。

このことは、ウェーバーの責任倫理と心情倫理に関する議論が、既に解説した通り、日本では一種独特な解釈の下に誤解されてきたという事実と無関係ではあるまい。その誤解の一つの行き着くところは、責任倫理と心情倫理の転倒である。「責任倫理」に従つている（結果への責任を意識して行動する）つも

りが、ウェーバーの誤認ないしはウェーバーの「責任倫理」と関係があるのかないのか「政治（家）は結果責任」という「決まり文句」を介して（ここに「結果がよければそれでよい」という考え方も生じる）、一つの間にか心情倫理家として行動している（よい結果のためであれば何でもしよう、私の政治家としての純粋な心情はそうして証される）。そしてこの転倒が小沢氏にはまるまる一八〇度起つてしまっているように見受けられるのだ。

目標のためであれば手段を問わないことに開き直る——小沢氏自身が多分に意図的に演じてきた部分、また今回番組が殊更に演出している部分もあるかもしれないが、NHKの『水田町・権力の興亡』が描き出したのは、小沢氏の過去十数年の政治活動を「貫する」のような姿勢であった。そもそもわれわれから見て一つ一つの事象の輪郭がはつきりせずまた変転も激しい政治事象の海にあって、いわば陸地のような存在をなし、政治の世界に一定の予測可能性を保証してくれることのない存在であるはずの政党さえ、手段に過ぎないという割り切りの下、次々と乗り捨てられ、あるいは使い勝手の良いようになどんどん改造されていってしまう……。とりわけ政党に対して氏が示してきた態度には、政治行動を何らかの目的に連づけられた手段としてのみ捉える姿勢が躍如としていると言えるのではないであろうか。

しかしそれわれは（もちろん小沢氏も含めて）注意しなければならない。行為を目的に関連づけられた手段として合理化するロジックは、ウェーバーが鋭く洞察したように、行為者に

よって合目的的に選ばれた手段が思わぬ結果を惹起することを織り込んでいない点に重大な陥穽をもつ。行為者は本来手段が目的外にもたらす結果をも配慮して行動するべきところを、このロジックは目的を突出した関心事とするため、手段と目的を結ぶ経路にのみ光を当てる。そして手段、とりわけ最も合目的的に見える手段そのものに潜む危険がものともさえない状態を許してしまう（これが「無責任」でなくして何であろう）。その結果、手段それ自体が暴れ出すという事態がまま起こる。手段を支配しているつもりであつた行為者がいつの間にか手段に支配されているという事態さえ典型的に起り得るのである。

そして前衛主義もまた、手段を目的的に関連づける同じロジックを現している。すなわち前衛主義は、企図された目的のみに拘束される機関＝前衛を想定し、この「手段」に絶対的なフリーハンドを与えることを是とするイデオロギーにほかならない。それは手段を目的に関連づける論理にその正当性を全面的に負つていて。言うまでもなく、そうした前衛の機関として前衛政党は産み落とされる。ウェーバーはこの前衛主義に強い同時代的な関心を寄せていた。そしてこのウェーバーの時代に確立された前衛主義の範例はその後野火のようになどんと伝播し、それはもしかすると今この瞬間にもわれわれの目の前に横たわる現実の一部であるのかもしれない。そういうこともあり得るとすれば尚更に、あらためて確認されなければならないのは、これまでの歴史でわれわれが目にしてきた

のはまさにウェーバーの預言通りの展開であったという事実である。すなわちわれわれが目撃してきたのは、手段であつたはずの前衛政党が暴れ出す——目的によつて制御されるどころではない、典型的には自己目的的な存在と化していくプロセスであった。革命の完成（＝眞の民主主義の実現）は常に未来に押しやられ、前衛政党（ひいてはひとりの指導者）による権力の独占——一党独裁を維持、強化することが至上命令化した状態が現出する。こうして前衛主義は、その大義であつた革命を裏切るのである。われわれはそうした事例を——共産主義に託された理想が幻と引き消え、眞の民主主義社会がついぞ訪れることがなかつたという事例を既に幾つも知つてゐる。もし小沢氏の言動に前衛主義に通じるものがあるということが言えるのであるとすれば、ウェーバーおよび歴史が照らし出す教訓があらためて踏まえ直される必要がある。筆者には、その自立論の精神主義論的構成、自由主義とはどうにも相容れない「自由」概念、これらが氏の自立論を特異なものとし、また前衛主義を招き入れている——前衛主義を用いる動機を形成しているようと思われる。そしてウェーバーの誤読、そうでなくともそれが意味するのと同じ権力と政治、手段と目的に関する観念が、そこに前衛主義を与えてしまつているように思われるのだ。

結語——手段的合理性の世界を越えて

もつとも、これら小沢氏の前衛主義がもどづいていると思

われる誤謬は、小沢氏のみに帰せられるものではない。このうち「権力」をめぐる問題については、稿をあらためてまたじっくり論じたいと思つてゐる。ここでは最後にひとこと、小沢氏に心情倫理家的な前衛主義をもたらしている手段と目的の関係をめぐる誤謬について、どうしても言つておきたいことがある。これは小沢氏を取り巻く日本の政治家、メディア、識者がそろつて陥つてゐる誤謬であり、小沢氏は言うならばその拡声器のような存在になつてゐることだ。

とりわけ小沢氏の場合、周囲の人々の側のこの誤謬により、氏自身が手段としての扱いの具とされてきた観さえある（この点で筆者は小沢氏への同情を禁じ得ない。特に体調の悪さをおしている様子をテレビなどで見ると悲しくなつてくる）。すなわち小沢氏の周辺には常に、それそれが奉じてゐるのかも知れない理念や理想を実現するための道具として、あるいはもつと実利的な目標——地位や権力、発行部数や視聴率のためとして、氏を使ってやろうという空気が存在してきはしなかつたか。氏の「剛腕」ぶりや「選挙の小沢」といったイメージを煽り現実以上に膨らませることで、小沢氏を用いてその通りの展開を生み出し、目標への到達を一氣呵成にはかる、あるいは目的の達成に必要となりそうな面倒な仕事や悪役は小沢氏に押しつけて、自らは汗をかかずに済ませられる、また君子然としていられるという計算がどこかにありはしなかつたか。そして今般少なくともポスト政治改革の時代の民主主義国には相応しくないと言わなければならぬよう⁽¹⁵⁾な政府与党的首脳

レ・ヴェルにおける政治資金収支報告書の虚偽記載問題が発覚したことに関しても、こうして小沢氏の利用をはかつてきしたことからくる一種の罪悪感もしくは共犯者意識が、政治家、メディア、識者の目を曇らせ、言葉を濁らせ、行動を鈍らせているということはないであろうか。¹⁶⁾

ところでこの頃、政治家が何かにつけて「国民に受ける、受けない」「選挙に勝てる、勝てない」という基準をその行動や判断の根拠として擧げることがまかり通っている。しかしこれは政治家がトートロジーを披瀝して恵びれないことを意味するにはかならず、国民としては馬鹿にされていると感じるばかりである。というのもそれはまるで政治家が、自分の姿を見られるのを恐れて（あるいはそもそも見せられるものがないうのか）国民に向けて大きな鏡を立て、その後ろにこそそそ身を隠しているようなものだからだ（その鏡には当然政治家ではなく国民自身が映るのだ）。これでは国民は政治家を品定めできないし、ましてや国民と政治家との間にダイアローグが成立しようがない。そもそも政治家が「選挙」や「支持率」をその行動や判断の最も重要な基準として言及するのは、「選挙に勝つためならば何でもする」と述べているに等しい。また、それは政治家が有権者を桶（＝言い訳）にしている格好であるから、その政治家が自分自身の考え方を語り得ないことを白状しているようなものである。ここには政治家が自らの政治行動を手段としての合理性の観点のみにおいて語るときに陥る論理的破綻、その滑稽さと虚ろさが端的に現れている。

さて、『永田町・権力の興亡』が語り起こしの起点とする一九九三年から今日までの小沢氏の軌跡は、比較的最近の民主党に招き入れられた経緯や昨年の衆院選直前にスキャンダルの発生を受けて代表の座を退いた「英断」と言われた行動、政権交代をもたらしたその衆院選での陣頭指揮ぶり、さらに迫りくる今夏の参院選に向けての振る舞いまで含めて、小沢氏がまさに政治状況の節目節目で、周囲の思惑にある意味で極めて実直に応答してきたことの繰り返しあつたとも言える。しかし、虫の好い思惑は、結果に対する見損ないを伴うのが常であり、言うまでもなく小沢氏は周囲の目論見通りに動くだけの存在にはとどまらなかつた。旧来の自民党政治の「壊し屋」であるばかりか次の瞬間には自らが作った枠組みの「壊し屋」として振る舞う、あるいは底だけを貸したつもりの相手の「母屋をのつとる」……。こういった展開は、われわれを次のような教訓に思い至らせる。われわれが何かの目標のためにある人物を多少の危険には目をつぶり、あるいは必要と聞き直つて用いるとき、往々にしてわれわれはその人物を甘く見て いるのであり、手段にしつべ返しをくらいい、結果に復讐されるのである。それほど遠くない過去の、あまりにもよく知られた例を言うならば、ヒトラーに対して当初彼を利用できると考えたドイツと他の幾つもの国々のエリー トたちが、いかなる結果を招來することになったかを思い返してみるとよい。

われわれはここでウェーバーのサブテキストとしてカントが存在している可能性に思いを巡らせるべきなのであろう。

人間の行動に手段と目的の範疇を適用することが生じる問題に警鐘を鳴らし、これに真に向から立ち向かつたカントは次のように述べている。⁽¹⁾ ウェーバーの内面にも深く刻まれていて違いないその言葉を肝に銘じておくことしよう。

「そ」で私はこう言おう、——人間ばかりでなく、およそいかなる理性的存在者も、目的自体として存在する、すなわちあれこれの意志が任意に使用できるような単なる手段としてはなく、自分自身ならびに他の理性的存在者に対する態度においては、自分の人格に例外なく存するところの人間性を、いつでもされる行為において、いついかなる場合にも同時に目的と見なされねばならない、と。」「君自身の人格ならびに他のすべての人の人格に例外なく存するところの人間性を、いつでも、またいかなる場合にも同時に目的として使用し決して単なる手段として使用してはならない」（カント『道德形而上学原論』篠田英雄訳、岩波文庫、一〇一頁、一〇三頁）。

誰かを（自分自身も含めて）単なる手段のように扱ってはならない——人間を手段に還元してしまうところには手痛いしつぶ返しが待っている、というは何も難解な哲学的考察を経るまでもなく、身近な経験からもよく知られているはずの事柄である。

(3) J·R·R·トールキン『新版指輪物語1・旅の仲間（上1）』瀬田貞一・田中明子訳、評論社、一一一一三頁参照。こ

とに（本論文が注目する「一つの主体」確立への動きにまさに重ねて読む）ことができる話であるが）すべての力の指輪を統べる「一つの指輪」なるものがあつてはならないのである。

(4) 言うまでもなく、これはウエーバーが近代を画すのに用いた鍵概念「呪術からの解放」に表現を借りて（マックス・ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』大塚久雄訳、岩波文庫、一五七頁）。因みに（これは直接的には次節の議論に重要な話となるが）「魔術」からの解放は、人間の行為が結果による意味づけ（迷信の類いはまさにこれである）から解放されることを重要な一面とする。呪術的な意味をもつ行為は一定の結果をもたらそうとして、もしくは目指す結果に要請されるものとしてなされる。それは結果によって合理化されている。しかしいま行為は、それ自体が問題となる——それが「ピュウリタニズム」後の、「魔術」から解放された世界の峻厳な理である。

(5) ここでは「闘争」という訳語をもつ streben も注意深く「努力」と訳されている。ただし、これよりあと箇所では同じ指示内容が streben nach Macht（権力の追求）、erstreben Macht（権力を求める）、「Machstreben（権力追求）といつた表現で言い表されている」。Winckelmann, 5. Auflage, Tübingen, 1998 (1. Auflage, 1921) を参照した。(6) 邦訳では「本筋から外れて」、「仕事の本筋に即さない態度」とある。しかし、こでは客觀性ないし事実に即しているかいないかが問われるのであって、「（仕事の）本筋」は関係ない。これが、sachlich はまだしも Sachlichkeit には「本筋」という日本語は当

てようがない。（他の箇所では Sachlich や Sachlichkeit の訳に、適当な訳であるにもかかわらず、わざわざ「ザッハリッヒ」、「ザッハリッヒカイト」とルビが打たれているのが見られる。軒心のこの箇所にルビがないのは残念である。）既に以上のことから、ここで「仕事」という言葉が出てくるのは奇妙であることがわかるが、この「仕事」問題については、後出の注（11）で詳しく論じる。

(7) この下りは筆者に小泉純一郎氏の首相時代の目の眩むような「権力」の輝きと氏が去ったあとに積み残された「内容的な」問題の重きとの間のギャップを想起させる。後にも触れるが、虚榮心に促された客觀性の欠如と無責任さは、ウェーバーが民主制下の政治指導者の代表的類型をなすと見なす「デマゴーグ」（ウェーバーはこの言葉を必ずしも否定的な意味で用いていない。古代ではペリクレス、現代ではグラッドストーンの例が急頭に置かれている。四二、六〇、六二頁参照）には一層に起り易いとされる。小泉氏が典型的な「デマゴーグ」型の政治指導者であったことを）の想起を助けている。

(8) それは「或る社会関係の中で抵抗を排してまで自己の意志を貫徹するすべての可能性」——何にもどづく可能性であってもよい——そうした可能性の一種の総和であると定義される（マックス・ウェーバー『社会学の根本概念』清水幾太郎訳、岩波文庫、八六頁）。示唆深いことにウェーバーは、「権力」という概念は分析概念としては曖昧すぎて役に立たないと述べている。何故ならば「権力」が言及する事物の生起の過程は、特定の社会関係の中で起こるものでありながら、あまりにも多様なパターンで起こり得、極めて偶然に左右され易いものだからである（八六頁）。特定の社会関係への内属、多様な在り方、偶然性の支配——これがウェーバーの思想く「権力」の特徴である。

(9) 「結果責任」と言えば、ここ数年来すつかり日本語として定着した観のある「説明責任」という言葉も気にかかる。これは、もとは accountability という語の訳であり、同語を政治行政の世界の汎

用語としたのは、一九八〇年代のイギリスのサッチャーポークであった。一九九〇年代初めに同語の訳に悩んだ筆者はこれを「答責性」と訳している。その後「説明責任」という訳が定着し、日本語独特のニュアンスも生じたが、本来の意味を質すならば（この語がわざわざ輸入されたことの意義を質すならば）その意味は単に「説明すること」への責任にとどまるものではない。しかもそもそもこの概念は、政治家に関しては既に民主主義の機構によって厳しく実現されているはずのチェックを政治家以外の主体にもそれぞれに可能な限度で及ぼそうという狙いから広められた概念であり、政治家がこれを果たさえすれば放免されるといった趣旨のものでは決してない。政治の外に置かれていた、つまり、民主的コントロールが直接及ぶことのない行政上の行為の主体について、従来のように所管の大臣が議会に対して accountability を負うだけでは不充分という考え方の下、そうした主体がその業績や行状に関する常に accountable である（開示された情報にもどづき相応の責任を問われ得る）ような仕組みを作り、これによってそうした主体へのコントロールの契機を現実化しようという構想がこの概念の根幹にある。従ってそれは然るべき事実情報が公開され、これに対する評価を有権者ないし消費者との他の顧客（上位機関でもあり得る）が下し、これによって行為の主体が然るべき承認や制裁を受ける契機までをも含んだ一連の手続きが存在していること、さらにそれがきちんと動いていることまでをも指示する概念である。渦中の人物や機関が出てきて言いい訳を一方的に話し、それで果たされたと言えるようなものではない。

(10) 「手段としての権力と暴力性とに關係をもつた者は悪魔の力と契約を結ぶものである」と、善からは善のみが、悪からは惡のみが生まれるというのは、人間の行為にとって決して眞実ではなく、しばしばその逆が眞実である……これが見抜けないような人間は、政治のイロハもわきまえない未熟兒である」（九四頁）といふ

下りがこう解される。しかしこれは過去において様々な伝統的宗教に見られた政治に関する「達觀」をウェーバーが代弁してみせている通りであり、ウェーバーの主張の定式化がこれらの語においてなされているわけではない。むしろ大きさな口ぶりによる宗教家たちへの揶揄とも聞こえる。実際、古来の諸宗教による仮借ない「政治」への言及がこの後に続く。

また次の下りも混乱を生んでいるようである。「」の世のどんな倫理といえども次のような事実、すなわち「善い」目的を達成するには、まずたいていは、道徳的にいかがわしい手段、少なくとも危険な手段を用いなければならず、悪い副作用の可能性や蓋然性まで覚悟してからなければならないという事実を回避するわけにはいかない。また、倫理的に善い目的は、どんな時に、どの程度まで、倫理的に危険な手段と副作用を『正当化』できるかも、そこでは証明できない。（九〇一九一頁）。これはウェーバーが「いかがわしい」「危険な」「手段」「副作用」を容認している（覚悟して受け入れよ」と言っている）下りではない。むしろ「」ではウェーバーは、「善い」（括弧には注意を要する）目的を達成する」とが「いかがわしい」「危険な」「手段」「副作用」を見逃し許し『正当化』さえする」とを、責任倫理の観点から厳しく批判しているのである。

以上は、ウェーバーの叙述の構成、立論の構造に注意を払えば、丁寧な直訳に徹している邦訳からも十分に可能となる読解である。

(1) 「ある事柄への奉仕」(八一頁)の「事柄」は *Sache* の訳であり、ウェーバーの *Sache* は、」でのように「事柄」と訳すのが穏当である。しかし邦訳はこれ以外の箇所では *Sache* に極力「仕事」という訳を当てようとしたようであり、」の」が問題を生じている。とりわけウェーバーが特別に括弧を付す *Sache* が「仕事」と訳されていることが誤読への道を開いている (*Sache* はただ一箇所、七七頁の「事柄」への情熱的献身、その事柄を司っている神なしシテーモン) の下りでは「事柄」と訳されており、訳者は」

でわざわざ訳注をして「事柄」と「仕事」が同じ *Sache* の訳であることを伝えている。「たゞしそのすぐ前の句「事柄に即する」という意味での情熱の「事柄に即する」は、対応する原文は *Sache* ではなく *sachlichkeit* であり、正しくは「客観的である」とないし「事実に即している」との意となる。」訳者はまた、*Sache* に対応する「仕事」にはほんどの場面でザックリとしたルビを付しているが、後述の通り、」の肝心などを「ルビが落ちている」そこには「仕事」に生き営業をめざす」と（二三頁）「仕事」に打ち込んだ「仕事」には「」の意味を見出すこと（二二頁）、「仕事」への奉仕のうちに情熱と責任性を結びつけ、仕事への責任性を行動の規準とする（七八頁）、「仕事」にひたすら仕えその本筋から外れないこと（八〇頁）といった表現を通して、あたかも政治家が政治という仕事を（あるいは政治における仕事）に全生活全人生をかけること、この仕事の目的を見失わぬ（他の関心事に惑わされず）自らが負う責任の重さに情熱を沸き立たせながら仕事を遂行すること、この仕事への責任を最優先して行動すること、これがウェーバーのすすめであるかのような印象が生じている。そう読むことは、しかし大変な誤認となる。そうした単純な氣負いを「」のウェーバーは排しているからである。そもそも *Sache* を「仕事」とするのはかなりの意訳であり、*Sache* への奉仕とは、仕事を通じてということはあるにせよ、むしろ仕事からも自分自身からも独立した客観的な何かへの献身を意味している。

文中ほとんどすぐれた *Sache* に当て嵌まる訳として、英語には cause がある (From Max Weber: Essays in Sociology, translated and edited by H. H. Gerth & C. Wright Mills, Oxford University Press: New York, 1946 参照)。」の訳は、慣用句中の用例や単純に「」とを意味する若干の場合を除き、文中すべての *Sache* に妥当する。cause は case とともに——case もりもやや指示対象が広めの語として——法律用語としての *Sache* に対応する英語である。実は文中には *Sache* が法

律用語として登場する場面もあり、邦訳はこれを「事件」^(サハ)と訳しているが、より適當な邦語は「訴え」であろう(二九—四〇頁)。ウエーバーはいかにも法律家らしく、Sache(英語ではthingが最もストレートな訳となる)という平明な語にこの特殊なcauseという語義のニュアンスをもたせて用いたと考へられる。しかし邦訳の「事柄」も悪くない。あるいは「関心事」とするのもよいであろう。ただしの場合 Sache をそのままの商業用語としての語義において、つまりビジネス上の事柄ないし関心としてとつてしまふと意味が軽すぎることになる。

そして『職業としての政治』の最後のクライマックス、責任倫理と心情倫理の政治における役割が論じられる部分の冒頭では、まさに「Sache」が「事柄」ではなく「仕事」と訳されていることが、大きな混乱を招く恐れを生んでいる。その下にはこうある。「われわれはいつの間にか『仕事』としての政治のエーツス(Ethos)といふ今夕われわれに關係のある最後の問題について論じ始めていたようである。」(八一頁、丸括弧内は筆者)ここで言及されている話題は、政治的行為者によって「事柄」(=関心事)として大事にされるべき「政治のエーツス」であつて、「仕事」としての政治の「エーツス」ではない。「事柄」としてのエーツスが問題にされている——つまり政治には、それ自体が奉じる対象となる「事柄」をなすようなエーツス(=倫理的態度)があるのではないかと述べられているのである。そもそもSacheは他の箇所ではDienst(奉仕)やHingabe(献身)の対象として言及されているのであり(残念なことにこれらの箇所に限つて「仕事」の訳にザッヘルビが付いていない)。七八、八〇頁)、従つて「Sache」としての政治」としてしまふと、政治への奉仕という觀念が成り立つてしまふことになる。これはおかしい。政治が何かに奉仕するということはあっても、政治は奉仕の対象ではあり得ないのである。

(12) エーツス(=倫理的態度)に対するSache(=事柄)の対応は、ではなく「エーツス」に対応しているとすれば(事柄としてのエーツス)、「政治」にはすぐ次の文に出でてくるベルーフ(Beruf)の意の「職業」(訳では「使命」)が対応する(職業としての政治)。そしてこの次の文では、まさにウエーバーが「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」で定式化したベルーフ概念(神から与えられた召命としての職業、天職 calling の意)。様々な世俗内職業のうちに起つて得る。救済や恩寵などの見返りへの期待とは無関係に——つまり何らかの目的の達成や結果の実現のためにというのではない——遂行される任務という含意をもつ)がそのままにこの場でも採用されているからこそ出てくる問い合わせ、「政治がそのさまざまなる目的からは独立的に、それ自体としてこれを満たすことができるベルーフ(=神から与えられた職務)とはどのようなものか」という問い合わせが行われているのである。政治がそれ自体として果たし得るベルーフとは何か。そしてこの問い合わせに先立ち、政治に関するわれわれがそれ自体を大切な「事柄」として押し立てるのできるエーツス(=倫理的態度)というものがあるのではないか——既にわれわれはこのことについて論じ始めている、というのが先に引用した最終クライマックス部分の冒頭でのウエーバーの台詞となる。職業政治家に向けて政治家稼業の心得を説こうというのではない。臨時、副業、本職の政治家のいすれに当たるにせよ(たとえばわれわれは一票を投じるとき誰もが少なくとも「臨時」の政治家である。
一九頁参照) 政治に關わるもの誰もが、それぞれの目的や各自にとつての「事柄」が何であるかとは無関係に、共通してるべき態度ないしは考え方——奉じるべき政治の「事柄」があるのではないかと言つてはいるのがウェーバーの文意ということになる。

(12) 民主制へと体制移行を遂げつあつたはずの国々において、選挙や政権交代といった民主主義の条件が一旦は(あるいは外形上は持続的に)実現されながらも、独裁と呼ばれるほかないような状態が帰結してきたのも、それらの国々で政治家が予測不可能な行動

を自らに許しました積極的に利用し、国民が政治家に「これを許しました」と思われる傾向が存在した、と関連づけて説明できる部分が大きくなるように思われる。ショミッター&カールは、「制限された不確実性（bounded uncertainty）」という概念を用い、民主主義が機能するためには政治的行為者の行動に一定の予測可能性が存在している必要があることを指摘してゐる。¹⁰ Phillip C. Schmitter & Terry Lynn Karl, "What democracy is ... and is not", *Journal of Democracy*, Vol. 2, No. 3, Summer 1991, p.82.

(13) 注(11)を参照のこと。

(14) 注(6)を参照のこと。

(15) たとえばそいでは多くのルールが、従う側に「まかしがなこと」を前提としてはじめてその公示された目的が果たされるようなルールとして設けられている。「まかしがあったこと」に関する言い逃れが成立してしまうでは、ルールの存立そのものが怪しくなるのだ。

(16) 因みに昨今政治家が用いる「（政治家の）出處進退は本人の判断」という「決まり文句」についてひどいと言えば、そんな弁は外国では聞いたこともない。議員資格については、選挙区の有権者にその淵源があるという観点をとることによって成立する余地がないこともない論ではあるが、政治家同士の互選によって選ばれた役職に関して、政治家がこの弁を用い始めた日には、われわれ国民としては「何と無責任な」と呆れ顔でこれを見やるほかない。しかも誰かに自發的辞任を促すというのはその誰かに自己否定を迫ることに等しく、それはその人の人格に対してむしろやつてはいけないことの一つである。本来、本人にとっては不本意な「解任」をきちんととした言論となるべき手続きによつて自分たちの責任として果たすのが周囲の役割であろう（実際、問題になるようなケースで辞任が自發的であることはほんと得ない。筆者は「鉄の女」と呼ばれた英國首相マーガレット・サッチャーの、メンツも何もない悔し涙も

露な“解任”劇を、何か爽やかなものを感じさせる英國政治史の一コマとして鮮やかに記憶している）。あるいはこの「決まり文句」が、辞めるタイミングや理由づけを本人に選ばせるという意味で用いられるのであるとすれば、それは本人に情勢を操作する余地を与えることを意味し、辞めさせなければならない」ととの矛盾をきたす。それは辞めさせる側の不真面目さを露呈する。

それにしても近頃のわが国の政治家、政治ジャーナリズムには、“決まり文句”が多くある。“決まり文句”が思考の欠落を意味する（書いていても本人からも思考の欠落の事実を覆い隠す）とは、たとえばナチのアイヒマンが自らに招いた悲劇——ユダヤ人絶滅計画の遂行機関になる——について指摘されたことである。ハンナ・アーレント『イエルサレムのアイヒマン』大久保和郎訳、みすず書房、三八、四一—四三、一九五頁参照。

(17) 二大政党化を促す小選挙区制が導入されて一五年が経ち、有権者ご政党もそろそろこれへの適応を完了したと言えそうな時期になつていたことを考へると、民主党はどのみち政権交代を実現しないであろうと思われる。小選挙区制が二大政党制をもたらす効果（テュヴェルジエの法則）を定式化したテュヴェルジエも、これが時間がかけて発現する効果であることに注意を促している。かつてイギリスで小選挙区制度が新興の労働党を一翼とする新たな二大政党制のかたちを成立させた際にも、一九二三年総選挙から一九三五年総選挙にかけての長い調整期間を要したことが指摘されている。日本でも、新しい選挙制度がはじめて用いられた一九九六年の衆院選から数えるならば、選挙制度の効果がかたちになるのにちょうど同程度の年数がかかった計算となる。Maurice Duverger, *Political Parties, 3rd English Edition*, Methuen & Co. Ltd., 1964, p.226.

(18) ハンナ・アレンント『人間の条件』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、一四八頁参照。